

公有自動車の管理担当者さま

年末年始の交通事故処理について（公用車）

ご契約車両で年末年始(令和7年12月27日～令和8年1月4日)の間に交通事故に遭われた場合は、最寄りの警察署・交番による交通事故の実況見分を受けた後、速やかに次の番号へ交通事故の発生状況や、相手方の連絡先等をご連絡ください。

事故受付フリーダイヤル<0120-258-459>

- ※ このフリーダイヤルでは、事故現場での対処方法等、緊急時の相談業務も実施しておりますので、併せてご利用ください。
- ※ ただし、調査員による対応(相手のケガの状況確認、相手車の破損状況の確認等)は年明けの初動日(令和8年1月5日)からとなりますので、予めご了承ください。
- ※ 本会に事前相談なく、当事者間での示談については絶対にしないでください。

<万一、交通事故が発生した場合の留意点>

1. 負傷者がいる場合は、まず救護を行い、救急・警察へ連絡してください。
また、負傷者が搬送された病院名、電話番号等を確認してください。
2. お互いの事故車両が自走できる場合には、2次的な事故が発生しないよう速やかに車両を安全な場所に移動させてください。
3. 相手の住所、氏名、連絡先、自賠責保険(共済)・任意保険引受け会社の連絡先を確認してください。
4. 相手車両の修理工場名(入庫先)と電話番号を確認してください。
5. 事故の目撃者がいる場合には、念のため連絡先等を聞いてください。
6. 現場での発言については慎重にしてください。
※事故は、加害者に一方的に責任があるとは限りません。
相手側にも責任がある場合がありますので、事故現場での発言には注意し、全額賠償等の確約等はしないようにしましょう。
7. 被害者に対する償いは、単に金銭面だけでなく加害者の誠意が大切です。
道義的責任として相手への見舞等の誠意を示すことがスムーズな解決につながります。